

ワーカーズ・コレクティブ共済だより

2015年10月号 No.18

発行 ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社

発行日 2015年10月1日

《9/26現在加入総数 2,691名》

発行責任 島田 純子

K9 今年も実施します！

暑い夏も終わり秋本番となりました。

ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社も皆様のご協力のもと

2015年度計画を少しずつ着手しております。

今年度方針の一つである9地域事務委託組織会議(通称K9 K=共済、9=9地域)を10月17日に開催します。

このK9は、当社が事務委託を交わしている連合組織の方たちに集まっていただき、「ワーカーズ・コレクティブ共済」を軸に交流を図ることを目的としています。

第2回目の今年は、3つの連合組織の方にどのように拡大しているかまたは、連合するツールとしてどう「ワーカーズ・コレクティブ共済」を活かしているかなどを報告していただきます。

地域は異なってもワーカーズ同士悩みは同じ

「悩みもまた楽しい」K9会議としていきたいと計画中です。

代表取締役 島田 純子

「自分たち」そして「誰か」のための共済

昨年10月に新たに誕生したW.Coむすびっでは、介護保険事業を生活クラブ生協と共に行っている団体です。仕事柄、怪我は付き物と思い、結成当初からワーカーズ・コレクティブ共済に加入したいと思っていました。何の保障もないワーコレが自らの組織と自分自身を守り継続していくには、ワーカーズ・コレクティブ共済は欠かせないと考えたからです。

私たちは任意加入としていますが、極力全員に入ってもらうためには、100%ワーコレ負担にするといった手段も有りました。しかし、少しの自己負担が有る事で、加入の意義を理解し意識を持ってもらう事が大切なので、定例会でワーコレ70%：自己30%で加入を決定しました。

しかし不思議なもので、いざ自分が加入する場になると、ワーコレに負担をかけたくないとか

余り働かないと言う人が続々出てきました。そのため「怪我や事故が有ってもワーコレとしては、他には何の保障できないから」と話をし、余り働かないからと加入を渋る人

には「共済はたすけあい、あなたの加入が誰かのためになるんだよ」と話しました。

そして今では殆どのワーカーが加入しています。

神奈川 W.Coむすびっ代表 矢川 妙子



事例紹介



仕事中のけが 1 配達中!

道路が狭いため路肩に乗り上げ停車後、荷台から降りた時に路肩の段差で足首を骨折した
(生協委託配送) 52歳
通院 51日・休業 41日
共済金約 34万円

仕事中のけが 2 ケア中!

障害児のケア中、手をつないでいた男児が急に走り出したため転倒、左眼の上を打撲
(家事介護) 51歳
通院 1日
共済金 2千円



仕事中のけが 3 ドアが!

利用者を降ろし、後部ドアを閉める際、ドアの端を頭にぶつけ頭部を裂創した
(移動サービス) 56歳
通院 2日
共済金 4千円



仕事中のけが 4 ケースが!

鮮魚コーナーを作るために牛乳ケースを移動していたら右足に落としてしまった
(生協委託店舗) 55歳
通院 3日
共済金 6千円



仕事中のけが 5 釘が!

帰宅しようとして駐車場内を歩いている時、釘が落ちていたのに気付かず踏んでしまい細菌感染した
(食仕出し) 62歳
通院 2日 共済金 4千円



仕事以外のけが 1

買い物帰り自転車で左折しようとしたら人がいたため急ブレーキをかけ転倒右肘頭を骨折した
67歳 休業 60日
共済金約 8万円



病気休業

①マイコプラズマのため休業	7日	36歳
②带状疱疹のため休業	7日	30歳
③舌腫瘍のため休業	10日	63歳
④喉頭がんのため休業	60日	72歳
⑤膀胱炎ため休業	60日	67歳
⑥脊柱管狭窄症のため休業	60日	59歳
⑦すい臓がんのため休業	60日	70歳
		など



マダムまっちゃんの ご存じですか?

相続と保険について

『生命保険に加入することで相続税対策になりますよ!』と勧誘されたことはありませんか?
先般、相続税の非課税限度額が改定され、相続税の支払対象になる人が増えて来ています。そこで、相続財産が不動産等のみで預貯金がないというような場合は、生命保険をかけることで納税対策にもなることを指しています。それは、**死亡保険金=みなし相続財産** となるからです。

「死亡保険金」は、被相続人(亡くなった人)が生前に持っていた財産ではありませんが、相続人が被相続人の死亡を原因として 財産をもらったものとみなして、相続税をかけることになっています。これを本来の相続財産に対して、「みなし相続財産」といいます。

では、なぜ生命保険に加入することで相続税対策になるのでしょうか?

この「みなし相続財産」には、非課税限度額があるため、死亡保険金全額が相続税の対象になるわけではないからです。

$$\text{非課税限度額} = 500 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

上記の非課税限度額を超えた分が相続財産となり、そこに税率がかけられるので、納税資金対策や節税対策にもなります。ただし、保険料を被相続人が負担していたものに限りです。